

熊本市イメージキャラクター「ひごまる」の使用に関する要綱

制定 平成20年5月30日企画財政局長決裁

改正 平成22年9月30日広報課長決裁

平成28年9月9日政策局長決裁

令和元年6月14日広報課長決裁

(目的)

第1条 この要綱は、熊本市イメージキャラクター「ひごまる」(以下「ひごまる」という。)のイラスト(イラストから製作した立体物を含む。以下同じ。)使用について、必要な事項を定めることにより、ひごまるの有効な活用を図ることを目的とする。

(基本デザイン等)

第2条 ひごまるのイラストデザインは、別図1及び別図2のとおりとする。

2 ひごまるのイラストデザインの著作権(著作権法(昭和45年法律第48号)第27条及び第28条に掲げる権利を含む。)は、全て熊本市に帰属する。

(使用申請)

第3条 ひごまるのイラストを使用しようとする者は、あらかじめ使用許可申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)に関係書類を添えて市長に提出し、その許可を受けなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、イラストの使用が次の各号のいずれかに該当する場合は、使用申請は要しない。

- (1) 市の機関が使用する場合
- (2) テレビ若しくはインターネットの番組又は新聞若しくは雑誌の紙面等の制作者が、報道目的以外の放送又は記事等に使用する場合
- (3) 市が後援又はひごまる隊が出動するイベント等の主催者が、イベント等の告知物又は記録物を作成する場合
- (4) 著作権法に定める著作権の制限に該当する場合

(使用の許可)

第4条 市長は、前条第1項の規定により申請書の提出があったときは、その内容について審査し、相当と認める場合は、使用許可書(様式第2号)を申請者に交付するものとする。

2 前項の場合において、市長は、必要な条件を付することができるものとする。

(使用の不許可)

第5条 市長は、第3条の規定による使用許可申請が次の各号のいずれかに該当する場合は、使用を許可しないものとする。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがある場合
- (2) ひごまるの趣旨に反するおそれがある場合
- (3) 特定の政治、思想及び宗教の活動に使用する場合
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が使用を不相当と認める場合

2 前項の規定によりひごまるの使用を許可しないときは、使用不許可通知書(様式第3号)により申請者に通知するものとする。

(使用上の遵守事項)

第6条 第5条の規定により、ひごまるの使用許可を受けた者は、次に掲げる事項を遵守するものとする。

- (1) 商標法(昭和34年法律第127号)第5条の規定に基づく商標登録出願を行うことはできないこと。
- (2) 第4条第2項の規定により付された条件に従って使用すること。

(使用許可の取消し)

第7条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときはひごまるの使用許可を取り消すことができる。

- (1) この要綱に基づく規定に違反したとき。
- (2) 虚偽その他不正な手段により許可を受けたとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めたとき。

2 市長は、前項の規定により使用許可を取り消された者に対して使用物件の回収を求めることができる。この場合において、使用物件の回収等、使用許可の取消しに伴い発生する費用の一切は、許可を取り消された者が負担するものとする。

(使用料)

第8条 イラストの使用料については、無料とする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年10月1日から施行する。

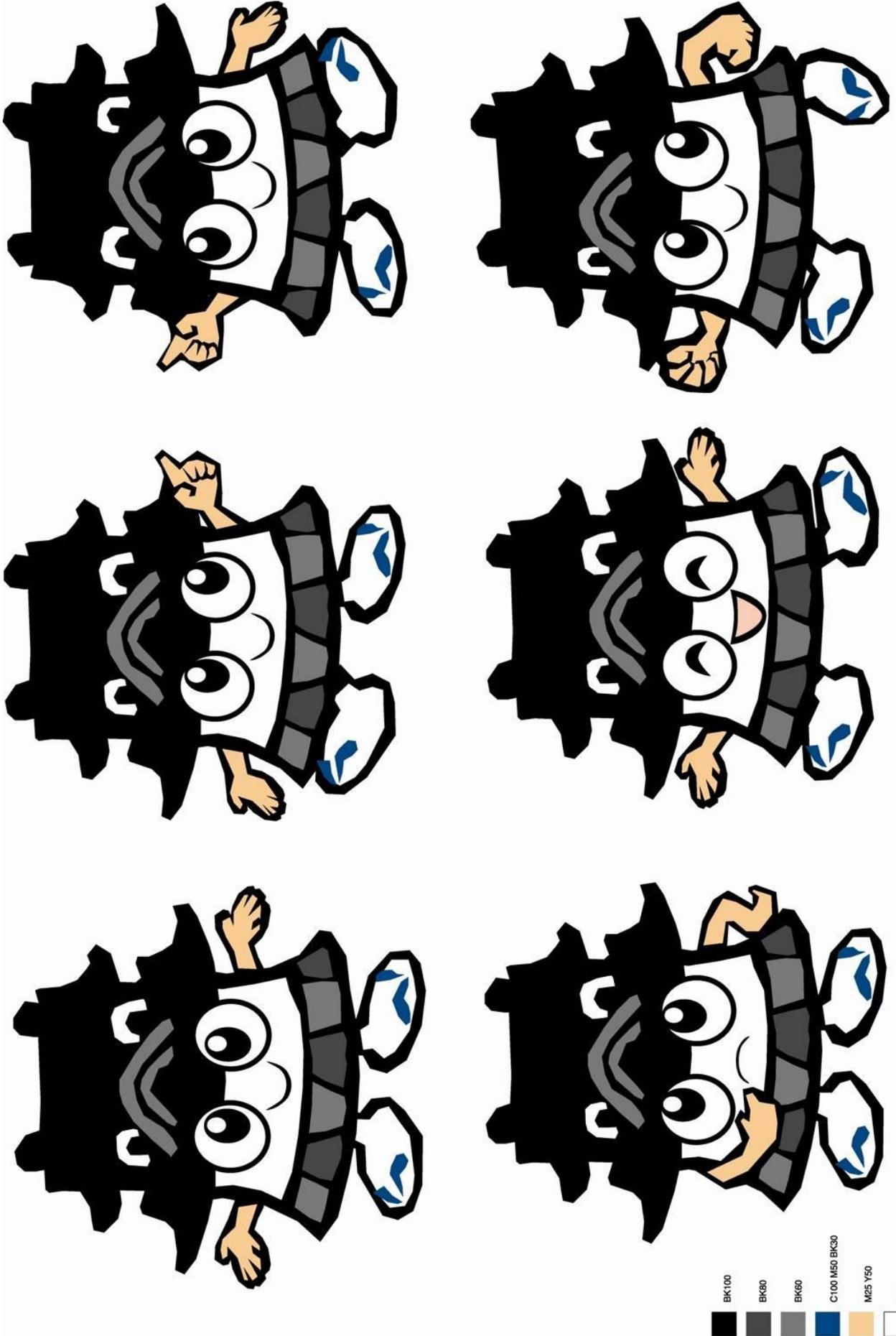
附 則

この要綱は、平成28年9月14日から施行する。

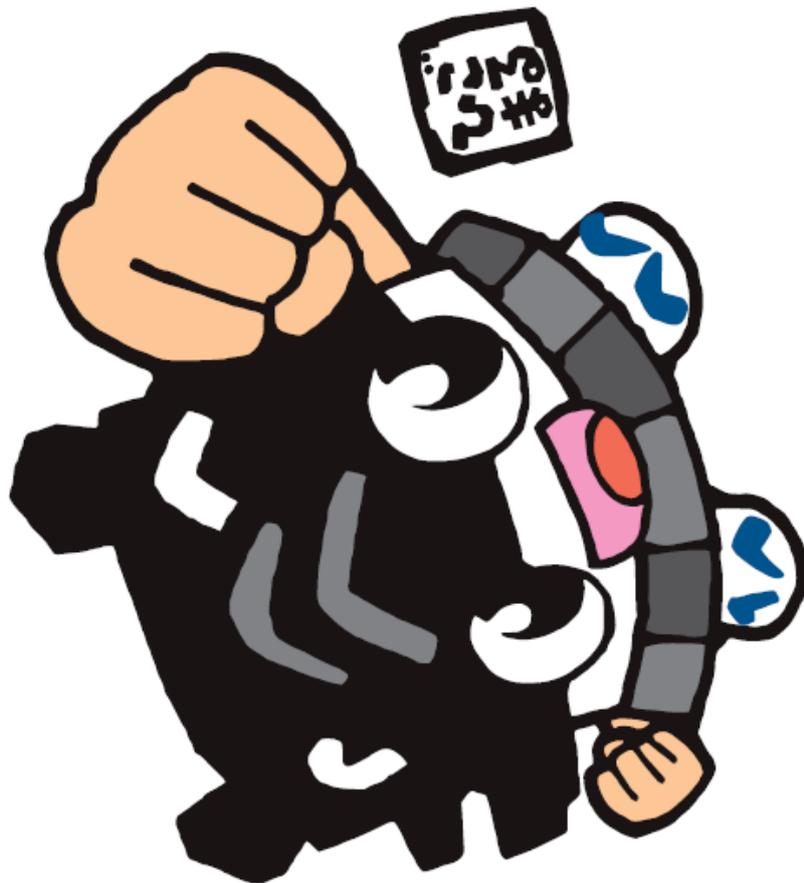
附 則

この要綱は、令和元年6月14日から施行する。

別図1



別図2



使用許可申請書

年 月 日

熊本市長 (宛)

申請者 住 所
名 称
代表者
連絡先

熊本市イメージキャラクター「ひごまる」の使用申請について

熊本市イメージキャラクター「ひごまる」の使用に関する要綱第3条の規定により、下記のとおり申請します。

記

使用内容	冊子 ・ チラシ ・ ポスター ・ 包装紙 ・ 商品パッケージ (商品箱等) その他 (具体的に)
期 間	年 月 日 ~ 年 月 日
製作数量	/ 年 ・ 月
使用概要 (何に、どのように使用する のか記載してください。)	(※使用の概要がわかる見本・資料等があれば添付してください。)
販売の有無	有 (円) ・ 無

使用許可書

様

熊本市長 印
(広報課扱い)

熊本市イメージキャラクター「ひごまる」の使用については、次の条件を付して許可します。

(許可条件)

- 1 申請に基づき許可された用途以外には使用しないでください。
- 2 熊本市のキャラクターであることがわかるような表示を行ってください。
- 3 デザインの背景は基本的なイメージを損なわないよう十分配慮してください。
- 4 デザインデータを忠実に履行して使用してください。
(1) デザインの一部を修正したり、加筆したりしないでください。
(2) キャラクターの色は指定以外の色は使用しないでください。
- 5 製作に際しては、校正（補正）の時点で広報課と事前協議をしてください。
- 6 商品広告・販売等する際には、本市が委託して販売していると誤解を与えることがないようにし、価格や販売方法などに十分配慮してください。（事前に協議してください。）
- 7 許可後であっても、許可条件に違反し、又は使用形態が不適切であると本市が判断した場合には、許可を取り消すことがあります。この場合、許可の取り消しにより生じた損害等について、本市は一切その責を負わないものとします。

広報発第 号
年 月 日

使用不許可通知書

(申請者) 様

熊本市長 印
(広報課扱い)

熊本市イメージキャラクター「ひごまる」の使用については、次の理由により許可できませんので通知します。

(不許可の理由)